

大阪府教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

Democracy for Teachers and Children
～「君が代」調教やめて～(略称 D-TaC)
連絡先 [REDACTED] (D-TaC 世話人)
[REDACTED]

「君が代」指導及び卒業式について 子どもの権利条約に沿った内容への是正を求める要請書

私たちは、昨年11月14日付で『子どもの権利条約に沿った「君が代」指導と卒業式の改善を求める要請書』を提出し、回答を受けて、本年2月19日に貴教育委員会と協議を行いました。これらの要請書、回答、協議等議事録(要旨)は、大阪市ホームページの「団体との協議等の実施状況一覧」に掲載されています。それを見てもらえばわかると思いますが、「すべての教育活動において、子どもの権利条約は考慮されるものと認識している」等、いくつかの点で、私たちの要請趣旨に合致する回答をいただいた一方、「君が代」指導と卒業式のあり方についての2つの要請事項については拒否回答でした。私たちは、昨年度の協議の経過やその内容からすると、大阪府教育委員会が私たちの要請を受け入れ、「君が代」指導や卒業式のあり方について、抜本的な改善を図るべきだと考えています。以上の認識を踏まえて、再度、「君が代」指導と卒業式のあり方について、質問と要請を行いますので、誠実な対応をよろしくお願いします。

【「君が代」指導のあり方について】

2025年11月14日付要請書の「君が代」指導についての要請【学校現場の「君が代」指導の実態が、ほぼ「国旗・国歌は大切。日本の国歌は『君が代』。国歌『君が代』をしっかりと歌おう。」だけであるという指摘への教育委員会の認識はどうか。これは問題であり、改善すべきと考えますが、どうですか。】に対する回答は、【国旗・国歌の指導については、学習指導要領に則り、各校において適切に指導されるものと認識しております】でした。また、2月19日の協議に向けた事前質問【大阪府教育委員会として、国歌「君が代」指導についての指導資料を一切つくらず、一切の教職員研修を行っていない理由を教えてください。】に対する回答も同様でした。2月19日の協議に向けた他の事前質問にかかわって、協議では、歌唱指導においては、一般的には、発達段階に応じて歌詞の意味や歌の背景を理解することが望ましく、背景については、いつ頃にできて、いつ頃から歌われるようになって、などの歴史的な部分も要素として含んでいると認めておられます。『君が代』指導においても、当然そうであるべきです。しかし、学習指導要領には、国旗・国歌一般について尊重の意義等は書かれていても、「君が代」の歴史や歌詞の意味などについては一切書かれておらず、「学習指導要領に則って」というだけではどう指導していいかわからないというのが学校現場の教職員の実情です。学校現場の「君が代」指導の実態を見ないことにして「学習指導要領に則り、各校において適切に指導」との立場だけを繰り返す貴教育委員会の姿勢こそが、学校教職員が「国旗・国歌は大切。日本の国歌は『君が代』。国歌『君が代』をしっかりと歌おう。」しか説明せずに、子どもたちに「君が代」斉唱を強制することにつながっていると考えます。現状の「君が代」指導は子どもの権利条約違反であり、是正が必要です。

【質問】

音楽の本に「君が代」は「日本の繁栄と平和が末永く続くことを祈った歌」との説明が載っていますが、子どもたちには、「君が代は 千代に八千代に さざれ石の 巖となりて 苔のむすまで」という歌詞が、なぜ、「日本の繁栄と平和が末永く続くことを祈る歌」であるのか、理解できていません。子どもたちにわかるように、「君が代」の歌詞の意味を説明してください。(説明の1例ということで構いません。)

【要請】

学校現場の「君が代」指導にかかわる困難について調査し、子どもの権利条約に抵触しない形に改善してください。

【卒業式のあり方について】

本年2月19日に協議で、貴教育委員会、は「卒業式の実施にあたって子どもの権利条約は考慮されるべき国際条約であると考えているか。」の質問に「すべての教育活動において、子どもの権利条約は考慮されるものと認識している。」と回答され、「卒業式を、児童・生徒の意見を聞きながら、学校が創造的につくる行事にすべきだと考えるがどうか。」の質問には、「卒業式については、学習指導要領に基づき、各校において適切に実施されるものと認識している」と回答されています。第12条(子どもの意見表明権)から第3条(子どもの最善の利益)の実現をめざす子どもの権利条約に沿って、卒業式を児童・生徒の意見を聞きながら創造的につくる行事にするためには、市教委からの指示は極力少なくすべきです。

【質問】

(1) 卒業式について、子どもの権利条約を考慮して子どもたちに意見を聞いたところ、「明るい気持ちで卒業したいので、楽しい企画を入れたい」という要望があった場合、戦前の卒業式や四大節校儀式の影響で学習指導要領に入っていると思われる「厳粛」規定と矛盾すると思いますが、この場合、子どもの要望は考慮されないのですか。

(2) 2025年度卒業式に向けた要請・協議の中で、「日の丸」掲揚位置については、「学習指導要領、大阪市国旗国歌条例の趣旨を踏まえて、教育長の判断で、壇上正面掲揚を通知している」との回答がありました。しかし、学習指導要領、大阪市国旗国歌条例が、「日の丸」壇上正面掲揚を義務付けるものでないことは明かです。また、『壇上正面の「日の丸」に向けて「君が代」を歌う「卒業式の儀礼」は、1930年代後半以降、戦争への総力動員のために新たに「創られた儀礼」であることが史実から明らか』との私たちの指摘に対して、市教委は何も見解を示しませんでした。学校(校長)が、「日の丸」掲揚位置について、壇上正面以外(例えば、壇上三脚)と判断した場合、この判断は認められないのですか。

【要請】

学習指導要領や大阪市国旗国歌条例が「日の丸」壇上正面掲揚を義務づけているわけではないことを確認し、学校園に対して「日の丸」壇上正面掲揚を強制しない態度を明らかにしてください。貴教育委員会が「日の丸」壇上正面掲揚を指示している2020年2月3日付教育長通知を取り消してください。

以上です。